

クライミングウォール利用上の注意

【基本事項】

- 1 高さ4mのクライミングウォールをボルダリングウォール、高さ10mのものをロープクライミングウォールと呼びます。
- 2 リードクライミングとは、クライマーがロープクライミングウォールに設置されたプロテクション（支点）に下から順にロープをクリップしながら登るロープクライミングの事で、その落下を阻止するものをビレイヤー（確保者）といいます。

【事前の確認及び注意事項】 次の場合は、クライミングを行えません。

- 1 認定証の提示ができない場合
- 2 利用料金を前納できない場合
- 3 体調に不安がある場合
- 4 酒気を帯びている場合

【ご利用の際の注意事項】

- 1 荷物は体育館ロッカー又は体育館内荷物置き指定場所に置き、マットの上には一切物を持ち込まないこと。
- 2 開始前に各自の用具に破損等がないか点検すること。
- 3 クライミング前には十分な柔軟体操を行うこと。
- 4 クライミングには、クライミングシューズ又は底の柔らかい靴を使用すること。
- 5 登っている人の下は危険ですので十分注意すること。
- 6 クライミングウォールの使用は、ロープクライミング優先とすること。
- 7 混み合っている場合は互いに譲り合い、クライミングウォールの独占は行わないこと。
- 8 ボルダリングは、高さ4m以下のホールドだけを使用すること（ロープクライミングウォールでボルダリングを行う場合は、壁に貼られた赤いラインより上に登らないこと。）。)
- 9 ホールドは許可なく移動や変更をしないでください。
- 10 ホールドが動いた場合は、直ちに使用を中止し、指導者又は施設管理者に口頭で報告すること。
- 11 隣接するルートで同時にクライミングは行わないこと。

- 1 2 滑り止めは適量を使用すること。なお、チョークは、パウダーのものは使用しないこと。
- 1 3 落下体勢に不安のあるクライマーがいた場合には、自分の安全の範囲内で適宜落下の補助（補助マットの移動、スポット）を行うこと。
- 1 4 ボルダリングウォールの天井には上がらないこと。
- 1 5 クライミングの待機はマットの外で行うこと。
- 1 6 マットの上での飲食は行わないこと。水分補給は、指定された場所で行うこと。

【ロープクライミングを行う際の注意事項】

- 1 ロープクライミングは2人1組で行い、必ずクライミング専用ロープ、ハーネス、確保器、手袋を使用すること。
- 2 リードクライミングをする場合は、クライマーはプロテクション（支点）を下から順に一つずつクリップし、一つ飛び等はしないこと。
- 3 単独ではロープを使用したクライミングは行わないこと。
- 4 ロープクライミングを行う際は、ボルダリングウォールの利用者に注意し、必要がある場合にはお互いに声を掛け合うこと。
- 5 中学生以下がビレイ（確保）をすることは原則として禁止です。
- 6 ビレイヤー（確保者）は、スリッパ等の滑りやすい履物で行わないこと。
- 7 支点・終了点等に不具合等が生じた場合には、直ちに使用を中止し、施設管理者に報告すること。
- 8 トップロープクライミングをする場合は、必ず2箇所以上の終了点（又は支点）を確保すること。
- 9 カラビナ・ハンガー等の金属部をホールドにすると大変危険ですので、絶対に触れないこと。
- 1 0 パネル上部には手をかけないこと。

【その他】

- 1 体育館内ではモラルやルールを守り、他の利用者の迷惑にならないようにすること。
- 2 利用者同士声を掛け合い、安全な利用に努めましょう。誓約書にて誓約いただいたとおり、クライミングウォールにおける本人及び利用者同士での事故や怪我は、大子町及び施設管理者は、責任を一切負いません。